

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、福島第二原子力発電所で警備員として勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先から防護服を着用しての同発電所勤務又は東京での勤務を選択するよう迫られたために退職せざるを得なかったことを考慮して、平成23年3月から平成25年3月までの就労不能損害（原発事故の影響割合を、平成23年3月から平成24年3月までは10割、同年4月から平成25年3月までは5割として算定）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 就労不能損害

（平成23年3月11日～平成25年3月31日）

金1,081,418円

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金1,081,418円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとす

る。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月8日

(仲介委員 松田 隆太郎)